小作爭議調査表

No. 64

（昭和九年六月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
京都郡今元村大字金屋字村ノ上	地主 福田克己 小作人 西頭常三郎	ナシ	小作人は昭和八年度は不作なる理由の下に小作料三割減を要求したるも地主應ぜらるに依り八年度分小作料を三割引いて納入したり、地主は残額を再三要求したるも應ぜざる為地方裁判所小倉支部へ訴訟を提起す。	土地返還要求	小作人は全農縣解委員長田原春次の應援にて小作調停を申請、六月二十日調停委員会を庁村役場にて開催の結果左記の解決す。

發生終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和九年五月十四日 昭和〃年六月二〇日	四四反四畝五歩	全農縣解今元支部

財團法人 協調會福岡出張所

（月報番號第七九號）

結果	備考
一、小作人は二反畝歩の賃貸土地を即時地主に返還すること 一、地主は小作人に対し代作地として前項賃代土地の半分に相当する土地を交付すること 一、前項土地の賃貸期間は昭和九年度箱の施付より昭和十一年六月十五日迄二ヶ年とす 一、小作人は直ちに地主に対する毀棄罪の告訴を取下ぐること 一、小作人は前示賃借土地に対しては他の賃借地同様一時的効果ある金肥のみを使用せず永久的効果ある推肥類等の施肥を為すこと。	